

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第七号中「ほたてがい」の下に「、ひおうぎがい」を加え、「及び」を「又は」に改め、同表の第九号中「漁場改良造成施設若しくは」を「漁場改良造成施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、特定の漁家住宅の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁業経営若しくは水産加工業経営の転換等をする者がその初期段階の経営に必要な資金、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

◇ 規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇ 告 示 字等の区域の新設等

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定(二件)

保険医療機関等の指定

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地処分

基本測量の実施

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による三ヶ堰地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効を力生ずる。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十三年十月二十五日現在の地番による。）
橋本字前田	橋本字畔無三三三の一、三三三の二、三三三の四の一、三三三の二、三三三の五の一部、三三三の六の一部及び三三三の七の一部、橋本字田渡三二七の一の一部、三二七の二の一部、三二七の三、三二七の四の一部、三二七の五の一部、三二七の六の一部、三二七の七の一部、三二七の八の一部、三二七の九の一部、三二七の十の一部、三二七の十一の一部、三二七の十二の一部及びこれらと一体をなす国有地、

橋本字八幡前	橋本字松ヶ坪一六四の一部、一六五の一の一部、一六五の二の一部及び一六六の一部並びに一六四と一体をなす国有地の一部、橋本字東南一九八、二〇二、二〇五及び二〇六と一体をなす国有地の一部、橋本字東屋敷二〇七の二並びに二〇七の一から二〇七の三まで及び二〇七の五と一体をなす国有地の一部、橋本字風呂屋ノ脇三三三の一、三三三の二、三三三の三、三三三の四及び三三三の五と一体をなす国有地の一部、榎原字横枕九七五の一の一部、九七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字大塚九七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字洗場のうち一六八の一部、一六九の一の一部、一七〇の一部、一八七の一の一部、一八七の二の一部、一八七の三、一八七の四の一部、一八七の五の一部、一八七の六、一八八の一から一八八の三まで、一八九の一から一八九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
橋本字田渡三一九の一から三一九の三までの一部、三二〇の一部、三二一の一の一部、三二一の二及び三二二の一部、橋本字三反田四一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字大塚九七四と一体をなす国有地の一部、榎原字ハゲノ前八九〇の一部及び八九六から八九八までの一部、橋本字畔無のうち三三三の一、三三三の二、三三三の三、三三三の四の二、三三三の五の一部、三三三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに橋本字漆原前のうち三三三の一の一部、三三三の二の一部、三三三の三、三三三の四の一部、三三三の五の一部、三三三の六の一部、三三三の七の一部、三三三の八の一部、三三三の九の一部、三三三の十の一部、三三三の十一の一部、三三三の十二の一部及びこれらと一体をなす国有地、	

	<p>四二の一部、三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十三年十月二十五日現在の地番による。)</p>
<p>橋本字黒岩</p>	<p>橋本字黒岩八八の一、八八の四、八九、九〇、九一の一、九一の二、九二、九三、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一及び九八の一</p>
<p>橋本字東南</p>	<p>橋本字東南のうち一九〇、一九一の四、一九一の五、一九一の六、一九四の二、一九五の二、一九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一九五の三、一九六の一、一九六の四、一九八、二〇二、二〇五及び二〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>橋本字東屋敷</p>	<p>橋本字東屋敷のうち二〇七の二並びに二〇七の一から二〇七の三まで及び二〇七の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>橋本字風呂屋ノ脇</p>	<p>橋本字風呂屋ノ脇のうち二九三の二、二九三の三、二九七の二、二九七の三、二九八の二から二九八の四まで、二九九の二から二九九の四まで、三〇〇の二から三〇〇の四まで、三〇五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五の一、三〇六、三〇六の一、三〇六の二、三二三の一、三三三の二、三三四、三三五の一及び三三六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>橋本字神田</p>	<p>橋本字神田のうち二七七の三、二七七の四、二七八の二、二七八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>橋本字アヨリ</p>	<p>橋本字アヨリのうち二六七の六、二六七の七、二六八の三、二六八の四、二六九の二、二六九の三、二七六の二、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>橋本字西立入</p>	<p>橋本字西立入一七の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>橋本字南神主免</p>	<p>橋本字渡暇一〇五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに橋本字南神主免のうち六九の一の一部、七〇の一の一部、七二の一の一部、七二の二の一部、七三の一部、七四の一から七四の三までの一部、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>橋本字洗場</p>	<p>橋本字洗場一六八の一部、一六九の一の一部、一七〇の一部、一八七の一の一部、一八七の二の一部、一八七の三、一八七の四の一部、一八七の五の一部、一八七の六、一八八の一から一八八の三まで、一八九の一から一八九の三まで及びこれらと一体をなす国有地、橋本字渡暇一〇四の一部、一〇五の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字松ヶ坪一六三の一部、一六六の一部、一六七の一の一部、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字黒岩のうち八八の一、八八の四、八九、九〇、九一の一、九一の二、九二、九三、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一及び九八の一以外の区域</p>

橋本字渡駱

橋本字南神主免七三の一部、七四の四から七四の三までの一部、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字松ヶ坪一五九の一部、一六〇の二の一部、一六一の二の一部、一六一の三、一六二の二の一部、一六二の三の一部、一六二の四、一六三の一部、一六六の一部、一六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字切戸一七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、橋本字京田一三九の四から一三九の三までの一部、一四〇の二の一部、一四三の二の一部、一四四の一部、一四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字渡駱のうち一〇四の一部、一〇五の二の一部、一〇五の二の一部、一〇八の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一一の三、一一二の二の一部、一一二の二、一一五の二の一部、一一五の二、一一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

橋本字松ヶ坪

橋本字京田一三八の四から一三八の三までの一部、一三九の二の一部、一四〇から一四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字渡駱一〇八の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一一の三、一一二の二の一部、一一二の二、一一五の二の一部、一一五の二、一一五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字松ヶ坪のうち一四九の二の一部、一五〇の二の一部、一五二の二の一部、一五三の二の一部、一五四の二の一部、一五五の二の一部、一五六の二の一部、一五八の二の一部、

橋本字京田

一五九の二の一部、一六〇の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の二の一部、一六一の二の二の一部、一六一の三、一六一の四から一六二の三までの一部、一六二の四、一六三の二の一部、一六四の二の一部、一六五の二の一部、一六五の二の二の一部、一六六の二の一部、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五一及び一六四と一体をなす国有地以外の区域

橋本字松ヶ坪一四九の二の一部、一五〇の二の一部、一五二の二の一部、一五三の二の一部、一五四の二の一部、一五五の二の一部、一五六の二の一部、一五八の二の一部、一五九の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部、一六二の二の二の一部、一六三の二の一部、一六四の二の一部、一六五の二の一部、一六五の二の二の一部、一六六の二の一部、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五一及び一六四と一体をなす国有地以外の区域、橋本字京田一三八の二の一部、一四二の二の一部、一四三の二の一部、一四四の二の一部、一四五の二の一部、一四六の二の一部、一四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字三反半田九九二の二の一部、九九二の二、九九三の二、九九三の二、九九四の二、九九五の二の一部、九九五の二、九九六の二の一部、九九六の二、九九七の二、九九七の二、九九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字ウジカラケ一〇〇五の二の一部、一〇〇五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字大塚九五二の二の一部、九五二の二の一部、九五三の二の一部、九五七の二の一部、九五八の二の一部、九七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに榎原字横枕の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>橋本字石橋ノ下</p>	<p>うち九七五の一の一部、九七五の二の一部、九七七の一部、九七八の一の一部、九七九の一の一部、九七九の二の一部、九八〇の一の一部、九八〇の二の一部、九八一から九八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>橋本字三反田</p>	<p>橋本字石橋ノ下のうち四二七、四二八から四二八の二まで、四二八の五、四二九の一、四三〇の一、四三一の一、四三二の二及びこれらと一体をなす国有地、橋本字田渡三一七の一の一部、三一七の二の一部、三一七の四の一部、三一七の五の一部、三一八の一部、三一九の一から三一九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字漆原前三三二の一の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字風呂屋ノ脇二九三の二、二九三の三、二九七の二、二九七の三、二九八の二から二九八の四まで、二九九の二から二九九の四まで、三〇〇の二から三〇〇の四まで、三〇五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五の一、三〇六、三〇六の一、三〇六の二及び三二六と一体をなす国有地の一部、橋本字神田二七七の三、二七七の四、二七八の二、二七八の三及びこれらと一体をなす国有地、橋本字アヨリ二六七の六、二六七の七、二六八の三、二六八の四、二六九の二、二六九の三、二七六の二、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字三反田</p>

<p>橋本字切戸</p>	<p>のうち四一七の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>榎原字ハゲノ前</p>	<p>橋本字南神主免六九の一の一部、七〇の一の一部、七二の一の一部、七二の二の一部、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字切戸一七の一の一部、一七七の二の一部、一一八の一から一一八の三までの一部、一一九の一から一一九の三まで、一二一の一の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>榎原字オノ木</p>	<p>榎原字ハゲノ前八八七の一、八八七の二、八八八、八八九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>榎原字石橋ノ下</p>	<p>榎原字ハゲノ前八九〇の一部、八九一から八九五まで及び八九六の一部並びに八八八から八九〇までと一体をなす国有地、橋本字漆原前三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字カタツフリ九〇三の一部、九〇四の一部、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九の一の一部、九一〇の一、九一〇の二、九一〇の三の一部、九一一、九一二、九一三の一の一部、九一三の二、九一四から九一六まで、九一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに榎原字オノ木のうち八六九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>榎原字北摺古木谷</p>	<p>榎原字北摺古木谷のうち四九九の二、五〇〇の二、五〇一、五〇二の二、五〇三、五〇四の二、五〇五の二、五〇六の二、五一一の一、五一一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに四九九及び五〇九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>榎原字前田下</p>	<p>榎原字藤井二九四の一部、二九五の二、二九六の二、二九七の二、二九八の二、二九九の二及びこれらと一体をなす国有地、榎原字前畑ケ二三六の一部及び二三七の二の一部、榎原字桐ノ下三三〇の三及び三三〇の四、榎原字前田上三二二、三二二の一及び二二七の一部並びに二二七と一体をなす国有地の一部並びに前田下のうち三三〇の一の一部及び三〇三の一部以外の区域</p>	<p>榎原字藤井</p>	<p>榎原字藤井のうち二九四の一部、二九五の二、二九六の二、二九七の二、二九八の二及び二九九の二以外の区域</p>	<p>榎原字桐ノ下</p>	<p>榎原字桐ノ下のうち三三〇の三及び三三〇の四以外の区域</p>	<p>榎原字前畑ケ</p>	<p>榎原字前畑ケのうち二二八の二、二二六及び二二七の二以外の区域</p>		
<p>榎原字百萬</p>	<p>榎原字百萬のうち二二〇の一部以外の区域</p>	<p>榎原字前田上</p>	<p>榎原字前田下三〇〇の一の一部、榎原字前畑ケ二二八の二、二二六の一部及び二二七の二の一部、榎原字百萬二二〇の一部、榎原字南仲屋敷二二三の二の一部並びに二二三の二、二二四の五及び二二四の六と一体をなす国有地並びに榎原字前田上のうち二二二、二二二の一及び二二七の一部並びに二二七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>榎原字南仲屋敷</p>	<p>榎原字奈喜良屋六九、七二の一、七二の二、榎原字蟹ヶ塔二〇、二二の一、二二の二と一体をなす国有地の一部並びに榎原南仲屋敷のうち二二三の二の一部並びに二二三の二、二二四の五及び二二四の六と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字奈喜良屋</p>	<p>榎原字奈喜良屋のうち六九、七二の一、七二の二以外の区域</p>	<p>榎原字蟹ヶ塔</p>	<p>榎原字蟹ヶ塔のうち二〇、二二の一、二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>榎原字大塚</p>	<p>榎原字横枕九七五の二の一部、九七七の一部、九七八の一部、九七九の二の一部、九七九の二の一部、九八〇の二の一部、九八〇の二の一部、九八一から九八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字カタツフリ八九九の二の一部及びこれと一体をなす国有地、榎原字大塚のうち九五二の二から九五二の三まで、九五三の一部、九五四の一部、九五五の二の一部、九五五の二、九五六の一部</p>

<p>一部、九五六の二、九五七の一部、九五八の一部、九五八の二、九五九の一部、九五九の二、九六〇の一部、九六〇の二の一部、九六〇の三、九六〇の四、九六一の一部、九六二の一部、九六二の二の一部、九六三の二の一部、九六四の一部、九六四の三、九六五の一部、九六六の一部、九六七の一部、九六七の二、九六八の一部、九六八の二、九六九から九七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字カタツフリ</p> <p>榎原字ハゲノ前八九六から八九八までの一部、橋本字漆原前三四一の一部、三四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字大塚九五五の一部、九五五の二の一部、九五六の一部、九五六の二、九五八の一部、九五八の二、九五九の一部、九五九の二、九六〇の一部、九六〇の二の一部、九六〇の三、九六〇の四、九六一の一部、九六二の一部、九六二の二の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六四の三、九六五の一部、九六六の一部、九六七の一部、九六七の二、九六八の一部、九六八の二、九六九から九七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字カタツフリのうち八九九の一部、九〇三の一部、九〇三の二の一部、九〇四の一部、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇八、九〇九の一部、九〇九の二、九一〇の二から九一〇の三まで、九一一、九一二、九一三の二、九一三の三、九一四から九一六まで、九一七の二、九一七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
--	---

<p>榎原字北祐時</p> <p>す国有地以外の区域、榎原字安国寺九一九の一部並びに榎原字エビス田のうち九四一の二の一部、九四一の三の一部、九四二の三及び九四二から九四四までの一部並びに九四一の二から九四一の三まで、九四二から九四九までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>榎原字北祐時一〇七七の一部、一〇七八から一〇八一まで、一〇八二の二、一〇八三の二、一〇八四の二、一〇八五の二及びこれらと一体をなす国有地、榎原字北一町田一〇八六の一部、一〇八七の一部、一〇八八の二と一体をなす国有地の一部、橋本字東立入一から八まで、九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字西立入二の二の一部、二三の一、二四の一、二五の二、二七の二、二八の二及び二九の二</p>
<p>榎原字南祐時</p> <p>橋本字西立入一七の一、一八の一、一九の一、二〇の二、二一の二、二二の二、二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、橋本字東立入九の一部、一〇、一一の二、一二の二、一三から一四まで、一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字北一町田一〇八六の一部、一〇八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字西一町田一一〇三の一部、一一〇四、一一〇五の一部、一一〇七の一部、一一〇九の二の一部、一一一〇の二の一部、一一一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字</p>	

榎原字雲長寺	池野田一一一の二の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部、榎原字北祐時のうち一〇七二の二の一部、一〇七二の二、一〇七二の三、一〇七七の一部、一〇七八から一〇八一まで、一〇八二の一、一〇八三の一、一〇八四の一、一〇八五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに橋本字切戸一一二の二の一部及びこれと一体をなす国有地
	橋本字東立入一五の一部、一六及びこれらと一体をなす国有地、橋本字西立入一七の一と一体をなす国有地の一部、橋本字京田一三〇の一、一三〇の二、一三〇の三の一部、一一一の一部、一三二の二の一部、一三二の三の一部、一一三の二の一部、一三三の二の一部、一三四の二、一三五、一三六の一部、一三九の二から一三九の三までの一部、一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地、榎原字北祐時一〇七二の二の一部、一〇七二の二、一〇七二の三及びこれらと一体をなす国有地、榎原字西一町田一一〇の二の一部、一一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字鋤ノ前一三七八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三七九の二、一三八〇の二と一体をなす国有地の一部、榎原字九日市一三七七の三及びこれと一体をなす国有地並びに一三七七の二と一体をなす国有地の一部、橋本字切戸一一七の一部、一一七の二の一部、一一八の二から一一八の三までの一部、一一二の二の一部、一一二の二、一一三から一一九まで及びこれらと一体をなす国有地、榎原字南祐時のうち一〇五四か

榎原字北一町田	ら一〇五七までの一部、一〇五八の二の一部、一〇五八の三、一〇六〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、榎原字池野田のうち一一一の二の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部、一一二の二の一部、一一三の二の一部、一一四の二、一一四の二、一一五、一一六の二、一一七の二の一部、一一八の二の一部、一一九の二の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに榎原字雲長寺のうち一二三九から一二四一までの一部、一一四三の二の一部、一一四四の二の一部、一一四五の二の一部、一一四六の二の一部、一一四八の二の一部、一一五〇の二の一部、一一五二の二の一部、一一五二の二の一部、一一五二の二、一一五二の四、一一五三の二の一部、一一五五の二の一部、一一五六、一一五七の二、一一五七の二の一部、一一五七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五二の一及び一一五四と一体をなす国有地の一部以外の区域
	榎原字池野田一一二の二の一部、一一二の二の一部、一一三の二の一部、一一四の二の一部、一一四の二の一部及び一一六の一部、榎原字西一町田一一〇の二の一部、一一〇の二、一一〇の三の一部、一一〇五から一一〇七までの一部、一一〇八の二の一部、一一〇八の二、一一〇九の二の一部、一一〇九の二、一一一〇の二の一部、一一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字鋤ノ前一三八八の一、一三八八の三と一体をなす国有地の

<p>榎原字鋤ノ前</p> <p>一部並びに榎原字北一町田のうち一〇八六、一〇八七、一〇八八の一の一部、一〇八八の三、一〇九六の二、一〇九七、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九九の一、一〇九九の二、一〇九九の二、一一〇〇の一の一部、一一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字池野田一一四の一の一部、一一一五、一一一六の一部、一一一七の一の一部、一一一八の一部、一一二一の一部、一一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字北一町田二〇九六の二、一〇九七、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九九の一、一〇九九の二、一一〇〇の一の一部、一一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字西一町田一一〇二の一の一部、一一〇六の一部、一一〇七の一部、一一〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字岸道河端一四一五の一部、一四一六の一部、一四一八の一、一四一八の二、一四一九、一四二〇の一、一四二二の三、一四二七の二、一四二八、一四二九、一四三〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二〇の一、一四二二の三、一四二六の一、一四二六の三、一四二六の四、一四二七の二、一四二八、一四三〇の二及び一四三一と一体をなす国有地の一部並びに榎原字鋤ノ前のうち一三七八の二の一部、一四〇九から一四一一までの一部、一四一四の一部並びに一三七八の二、一三七九の二、一三八〇の二、一三八八の一及び一三八八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>榎原字岸道河端</p> <p>榎原字岸道河端のうち一四一五、一四一六、一四一八の一、一四一八の二、一四一九、一四二〇の一、一四二二の三、一四二七の二、一四二八、一四二九、一四三〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二〇の一、一四二一の三、一四二六の一、一四二六の三、一四二六の四、一四二七の二、一四二八、一四三〇の二及び一四三一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>榎原字九日市</p> <p>榎原字岸道河端一四一五の一部、一四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字鋤ノ前一四〇九から一四一一までの一部、一四一四の一部、榎原字雲長寺一一五二の一の一部、一一五六の一部、一一五七の一の一部、一一五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二の一及び一五四と一体をなす国有地の一部並びに榎原字九日市のうち一三六〇の二の一部、一三六〇の三の一部、一三六一の一の一部、一三六一の二、一三六一の三の一部、一三六三の二、一三六三の三の一部、一三六四の二の一部、一三六九の一部、一三七〇の一、一三七〇の二の一部、一三七一の一、一三七一の二の一部、一三七七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五七、一三七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>榎原字塚田</p> <p>榎原字九日市一三六〇の二の一部、一三六〇の三の一部、一三六一の一の一部、一三六一の二、一三六一の三の一部、一三六三の二、一三六三の三の一部、一三六四の二の一部、</p>	

一三六九の一部、一三七〇の一、一三七〇の二の一部、一三七一の一、一三七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五七と一体をなす国有地の一部、榎原字雲長寺一一三九から一一四一までの一部、一一四三の一部、一一四四の一部、一一四五の一部、一一四六の一部、一一四八の一部、一一五〇の一部、一一五一の一部、一一五二の二の一部、一一五二の二の一部、一一五二の三、一一五二の四、一一五三の二の一部、一一五五の一部、一一五六の一部、一一五七の二の一部、一一五七の三及びこれらと一体をなす国有地、榎原字南祐時一〇五四から一〇五七までの一部、一〇五八の二の一部、一〇五八の三、一〇六〇の三及びこれらと一体をなす国有地、橋本字京田一三〇の三の一部、一三一の二の一部、一三二の二の一部、一三二の二の一部、一三二の四の一部、一三三の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二の一部、一三七の三、一三八の二から一三八の三までの一部、一三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字石佛二二〇の二の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部、二二〇の四から二二〇七までの一部、二二〇八の二の一部、二二〇八の三の一部、二二〇九の二の一部、二二〇九の三の一部、二二一〇の二から二二一〇の三まで、二二一一の二の一部、二二二四の二の一部、二二二五の二の一部、二二二六の二の一部、二二二七の二の一部、二二二八の二の一部、二二二九の二の一部、二二三二の二の一部、二二三三、二二三四、一

榎原字九日市上

二二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字河半原一二九七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、榎原字九日市上一三〇の一、一三〇の二、一三〇二から一三〇五まで、一三〇六の二、一三〇六の三から一三〇六の五まで、一三〇六の九、一三〇七の二、一三〇九の二、一三〇九の四から一三〇九の八まで、一三一二から一三一四まで、一三一五の二から一三一五の六まで、一三一六の二から一三一六の三まで、一三一七の二から一三一七の三まで、一三一五の六まで、一三一六の二から一三一六の三まで、一三一七の二から一三一七の三まで、一三一八の二から一三一八の四まで、一三一九の二から一三一九の四まで、一三二〇の二から一三二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地、榎原字水落一〇三の一と一体をなす国有地の一部、榎原字荒砂のうち一〇三二、一〇三三の三の一部、一〇三三の五、一〇三三の六、一〇三三の七の一部、一〇三四の一部、一〇三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに榎原字塚田のうち一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八から一八六までの一部、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

榎原字九日市上のうち一三〇の一、一三〇の二、一三〇の三から一三〇五まで、一三〇六の二、一三〇六の三から一三〇六の五まで、一三〇六の九、一三〇七の二、一三〇九の二、一三〇九の四から一三〇九の八まで、一三一二から一三一四まで、一三一五の二から一三一五の六まで、一三一六の二から一三一六の三まで、一三一七の二から一三一七の三まで

<p>三二七の三まで、一三一八の一から一三一八の四まで、一三一九の一から一三一九の四まで、一三二〇の一から一三二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字エビス田</p> <p>橋本字京田一三七の一の一部、一三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字三反半田九九二の一の一部、九九四の一部、九九五の一の一部、九九六の一の一部、九九八の一の一部、九九八の二の一部、九九九の一の一部、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二の一部、一〇〇〇の一、一〇〇一の二及びこれらと一体をなす国有地、榎原字ウジカラケ一〇〇二の一及び一〇〇二の二と一体をなす国有地の一部、榎原字水落シ一〇一六の一の一部、一〇一六の三の一部、一〇一八の三の一部、一〇二五の一の一部、一〇二五の二から一〇二五の六まで、一〇二五の七の一部、一〇二五の八から一〇二五の一まで、一〇二六、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二八の一から一〇二八の三まで、一〇二九、一〇三〇、一〇三一の一から一〇三一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、榎原字荒砂一〇三二、一〇三三の三の一部、一〇三三の五、一〇三三の六、一〇三三の七の一部、一〇三四の一部、一〇三五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、榎原字塚田一一七六の一部、一一七七の一の一部、一一七八から一一八六まで、一一八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字石佛のうち一一八九の四の一部、一一九二から一一九四まで、一一九五の一の一部、一一九五の二</p>
<p>榎原字半河原</p> <p>の二、一一九六の二の一部、一一九六の二の一部、一一九七の三の一部、一一九八の二の一部、一一九九の二の一部、二〇〇〇の二の一部、二〇〇一の二の一部、二〇〇一の三の一部、二〇〇二の二の一部、二〇〇二の三の一部、二〇〇三の二の一部、二〇〇三の三の一部、二〇〇四から二〇〇七までの一部、二〇〇八の一部、二〇〇八の二の一部、二〇〇九の二の一部、二〇〇九の三の一部、二〇一〇の二の一部、二〇一〇の三の一部、二〇一〇の四の一部、二〇一四の二の一部、二〇一五の二の一部、二〇一六の二の一部、二〇一七の二の一部、二〇一八の二の一部、二〇一九の二の一部、二〇二〇から二〇二二までの一部、二〇二三、二〇二四、二〇二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字八通田</p> <p>榎原字半河原のうち二二八五の二、二二八五の二、二二八五の四、二二八六、二二八七の一、二二八八、二二八九の一、二二九〇の一、二二九一から二二九三まで、二二九四の一、二二九四の二、二二九五の一、二二九五の三、二二九六、</p>

榎原字水落シ	榎原字小原	
<p>榎原字石佛一一八九の四の一部、一一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字八通田一二三八の二から一二三八の四までの一部、一二三九の二から一二三九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字小林七八一と一体をなす国有地の一部並びに榎原字水落シ一〇一</p>	<p>榎原字小原のうち一二六七から一二六九まで、一二七〇の二、一二七〇の三、一二七二、一二七三、一二七三の二、一二七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一二九七の二の一部、一二九七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八五の二及び一二八五の三と一体をなす国有地の一部、榎原字小原一二六七から一二六九まで、一二七〇の二、一二七〇の三、一二七二、一二七二、一二七三の二、一二七四の一及びこれらと一体をなす国有地、榎原字石佛一一九二から一一九四まで、一一九五の二の一部、一一九五の三の一部、一一九六の二の一部、一一九六の三の一部、一一九七の二の一部、一一九七の三の一部、一一九八の二の一部、一一九八の三の一部、一二〇〇の二の一部、一二〇〇の三の一部、一二〇二の二の一部、一二〇三の二の一部、一二一九の二の一部、一二二〇から一二二二までの一部、一二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに榎原字八通田のうち一二三八の二から一二三八の四までの一部、一二三九の二から一二三九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
榎原字安国寺	榎原字實久東	榎原字小林
<p>榎原字大塚九五二の二の一部、九五二の三の一部、九五三の二の一部、九五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字エビス田九四一の二の一部、九四二から九四九までと一体をなす国有地、榎原字カタツフリ九〇三の二の一部、九〇三の三の一部、九〇八の二の一部、九〇九の二の一部、九〇九の三の一部、九一三の二の一部、九一七の二の一部、</p>	<p>榎原字實久東のうち七八七の二から七八七の三まで、七八八の二、七九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>榎原字小林のうち七八一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>六の二の一部、一〇一六の二、一〇二七の二の一部、一〇一七の二、一〇一七の三、一〇一八の二の一部、一〇一八の三、一〇一八の四の一部、一〇一九の二から一〇一九の四まで、一〇二〇から一〇二二まで、一〇二三の二から一〇二三の五まで、一〇二四、一〇二五の二の一部、一〇二五の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇一六の二、一〇一七の二、一〇一八の三、一〇一九の四、一〇二五の二及び一〇二五の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>榎原字山廻</p>	
<p>榎原字東立入、榎本字畔無、榎本字田渡、榎本字漆原前、榎原字蘭免、榎原字三反半田、榎原字ウジカラケ、榎原字荒砂、榎原字石佛、榎原字西二丁田、榎原字池野田及び榎原字横枕</p>	<p>榎原字山廻のうち八四〇の一、八四〇の二、八四〇の五から八四〇の七まで、八四四、八四五及び八五〇から八五二までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>九一七の二及びこれらと一体をなす国有地、榎原字オノ木八六九の一と一体をなす国有地の一部、榎原字山廻八四〇の一、八四〇の二、八四〇の五から八四〇の七まで、八四四、八四五及び八五〇から八五二までと一体をなす国有地の一部、榎原字蘭免の全域、榎原字三反半田九九八の二の一部、九九九の一の一部、九九九の二、一〇〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字實久東七八七の一から七八七の三まで、七八八の一、七九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字水落シ一〇一六の一の一部、一〇一六の三の一部、一〇一七の一の一部、一〇一八の一の一部、一〇一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、榎原字ウジカラケのうち一〇〇五の二の一部及び一〇〇五の三の一部並びに一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇四、一〇〇五の二及び一〇〇五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに榎原字安国寺のうち九一九の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第六百七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和五十四年六月三十日

鳥取県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井三〇二ノ一	昭和五十四年七月一日

鳥取県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和五十四年七月五日

鳥取県告示第六百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

野口産婦人科 クリニック	鳥取市西品治高瀬八三六一二	昭和五十四年七月五日
中尾耳鼻 咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三二六	昭和五十四年七月十日
野坂医院巖分院	米子市蚊屋二八一二	昭和五十四年七月十一日
森 田 医 院	米子市上福原一六一四	昭和五十四年七月五日
岡田医院 花出張診療所	八頭郡郡家町字花二九四	昭和五十四年七月二日
木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和五十四年七月五日
上 山 薬 局	鳥取市美萩野一丁目 一一八一三二	昭和五十四年七月二日
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井三〇二一一	昭和五十四年七月一日

鳥取県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、郡家土地改良区の定款の変更を昭和五十四年七月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十二号

昭和五十四年五月十六日付けで下市駅南土地改良区から申請のあつた新
たに行おうとする土地改良(下市駅南地区農業用排水)事業計画につい
ては、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第
百九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定
により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場及び西伯郡中山町赤坂六六番地 市下駅南土地改良区事務
所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定

に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から同土地改良区が行う土地改良
事業に係る三ヶ堰地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四
項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ
つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(精密測地網一次基準点測量)

二 作業期間

昭和五十四年七月十日から同年十月三十一日まで

三 作業地域

米子市、倉吉市、鳥取市、境港市、日南町、日野町、江府町、溝口町、
北条町、赤碓町、関金町、三朝町、羽合町、東郷町、西伯町、名和町、
中山町、大山町、淀江町、岸本町、会見町、若桜町、河原町、八東町、

用瀬町、智頭町、郡家町、船岡町、佐治村、岩美町、国府町、福部村、
青谷町及び鹿野町

鳥取県告示第六百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

西伯町

二 事業の種類

西伯町農業環境改善センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡西伯町大字法勝寺字机田及び寺の前地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第六百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に
より告示する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年八月二十八日 鳥取県指令受米土維第一千号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字中外濱

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二四番地

鳥取県経済農業協同組合連合会

会長理事 磯江義博

鳥取県告示第六百十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の国府町農業協同組合の項中

本所

岩美郡国府町大字

町屋

を

本所

岩美郡国府町大字中郷

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和五十四年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年七月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十四年七月十八日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 青年リーダー研修会について